

保育所における健康管理上の問題と看護職導入への期待 ——秋田市の公立保育所の保母と保護者の意識調査——

奥山 朝子¹⁾ 山本 捷子²⁾ 大高 恵美³⁾

Problems of health management of nursery school and expectation of nursing staff employment

A questionnaire to public nursery school teachers and parents in Akita city

Asako OKUYAMA Shoko YAMAMOTO Emi OHTAKA

要旨：本研究は、秋田市の公立保育所10か所の保母62名と子どもの保護者394名を対象に保育所における健康管理や看護職導入についての意識調査である。

保母は健康管理上の問題としてあげているのは、子どもが発熱したり他の症状が出た時どのように対処したらよいか困ったり、判断に自信がない等であった。

保護者は子どもが発熱等、その他の病気で子育てと仕事との葛藤状態にあることがわかった。

保育所における看護職の導入は、保母90%、保護者60%が希望しており、病児の一時保育さらに専門的に判断、指導できる人を望んでいた。

キーワード：保育所の健康管理、看護職導入、病児保育

Health management of nursery school, Employment of nursing staff, Sick children's nursery

Summary: We investigated health management and employment of nursing staff at nursery school from 62 teachers and 394 parents in the ten public nursery schools in Akita city.

The problems from the teachers were how to judge and treat of children's symptoms such as fever or other complaints.

The parents had complications for sick children and their works during growing up their children.

90% of the teachers and 60% of parents hoped nursing staff in the nursery school to judge and care of sick children or planning health management.

I. はじめに

近年、女性が学校教育終了後就職をし、結婚後も仕事を続ける事はかなり一般化している。また、核家族の増加という家族形態の変化により、子育てをしながら仕事を持っている女性も多い。

児童福祉法では、母親が仕事や、出産・病気等で自分で育児ができない「保育に欠ける乳幼児の保育」を目的として、保育所が設けられている。

保育所には、産休あけの3か月児から就学前までの幼児が入所できることになっている。

高度経済成長や自然破壊は、子どもたちの健康

面にも様々な影響を与えており、当然保育所の子どもたちの健康状態にも変化がおきている。たとえば、食事の内容の変化や環境汚染等によるアレルギー性疾患の増加である。柳沢らの報告⁽¹⁾によると豊島区の保育所の小児のアトピー性皮膚炎は2倍強に増加しており、次いで気管支喘息が4割近く増加している。山本⁽²⁾は「もう一度軟膏を塗布する事で症状が良くなる皮膚疾患が多い」とし、保育所における継続処置の必要性を指摘している。

また医学の進歩により、手術後や要観察等ケアの上で配慮が必要な病氣回復期のこどもや、ノーマライゼーションの考えに基づく障害児なども、受け入れることが求められるようになってきてお

看護学科

1) 講師 2) 教授 3) 助手

り、保育所に通っている子どもの健康管理に関しては、健常児だけよりも複雑化してきている。

保育所の健康管理について石黒⁽³⁾は、生活面では基本的な生活習慣の確立と生活環境・育児態度などの評価により、環境適応障害や情緒障害を予防し、一方では健康観察・健康教育によって、保育関係者の健康と安全に対する意識の向上が不可欠であるとしており、伊敷ら⁽⁴⁾は保健・医療の関わり方の必要性を指摘している。

保育所職員配置基準⁽⁵⁾では乳児9名以上に対し看護婦1名が義務づけられているが、現在秋田市の公立保育所においては、乳児の定員が満たないため看護職はおかれていない。

綿貫ら⁽⁶⁾の秋田市における保育所の健康管理の現状の調査によると、保育の専門家である保母は、健康管理を担っているが、病児保育までは十分に行われていない実状にあるとしている。

そこで、秋田市の公立保育所における保母や保護者を対象に健康管理や看護職導入についての意識を知るために調査したので報告する。

II. 研究の目的

1. 保母について担当しているクラスの子どもの人数、健康上問題のある子どもの保育上困っている事、看護職導入に関しての意識を明らかにする。
2. 保護者について保育所に通所している子どもの健康上の問題の有無、子どもが病気の時の対応、仕事と育児で困っている事、保育所への要望等から、子育ての現状について把握し、保育所の看護職導入について考察する。

III. 対象及び方法

対 象：秋田市の公立保育所10か所の保母124名のうち回答者62名（回収率50%）
保護者729名のうち回答者394名（回収率54%）。

方 法：質問紙法
質問紙の配布は各保育所に依頼し、個別の郵送法で回収した。

調査期間：平成8年6月から9月

調査内容：保母には、保育所における看護の必要性と看護職導入への期待。

保護者には、健康管理面からみた子育ての現状と保育所における看護職導入への期待。

IV. 結果

1. 保母への調査の結果

1) 保母の背景

保母の年齢は20代は8名、30代は23名、40代は29名、50代は2名で30代と40代が8割以上を占めている。

表1 保母の年齢

	人数(人)	(%)
20代	8	12.9
30代	23	37.1
40代	29	46.8
50代	2	3.2

経験年数は10年以上が87%であった。

表2 保母の経験年数

経験年数	人数(人)	(%)
1～4年	7	11.3
5～9年	1	1.6
10～14年	4	6.5
15～19年	24	38.7
20年以上	26	41.9

クラスを担当しているのは50名で、12名はクラスを持っていなかった。

表3 子どもの年齢別の人数

子どもの年齢	担当者の人数(人)
0歳児	13
1歳児	10
2歳児	6
3歳児	7
4歳児	1
5歳児	3
1.2歳児	8
4.5歳児	2
担任なし	12

2) 担当しているクラスの子どもの数について

担当しているクラスの人気は0歳児クラスは平均6名、1・2歳児クラスは平均17名、3歳児クラスは平均19名であった。

担当している子どもの人数が「多い」と感じている者と「ちょうど良い」が同数の46%、「少ない」は約8%であった。

3) 健康上問題のある子どもの保育上困っている事

どのような事で困っているか自由記載してもらったところ、13名が以下のように回答した。

①保育について

「病児一人がいると一人の保母の手がとられて他の子の面倒が見られない」が8名、「その子に応じた対処の仕方に戸惑う」が7名、「感染症の子がいた場合他の子への感染が心配」は4名、他には「専門的に相談できる人がいない」「状態が変化した時の対処の仕方」「医学上知識のない私たちの判断がよいものかどうか不安がある」が合わせて7名であった。

②保護者に対して

「保護者が薬持参で登所させる」が9名、「有熱時連絡がとれない」は2名、「子どもの病気（障害）について話したがる」「保育所にまかせっきりの親が多い」「親は子どもを預けながらも心配してハラハラさせられている」「子どもの側にだけ立って、保護者に要求するわけにもいかない」という意見もあった。

③保育所の設備に関して

「事務室にベットがあるのは不適切」とする意見が6名あった。

4) 保育所で子どもが症状を呈した時の対応について

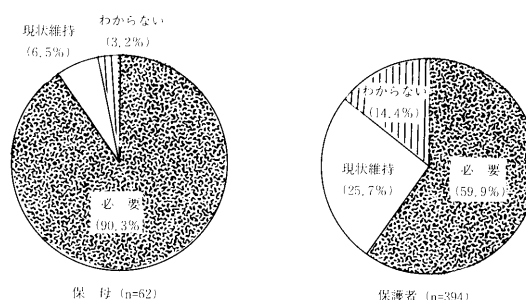
「保護者へ連絡をし迎えにくるまで様子を見る」が約70%、「連絡するかどうか様子を見たり、連絡して保護者の判断、状況に任せる」が24%で、「連絡して迎えにきてもらう」が6%であった。

5) 看護職導入に関して

保育所に看護職を導入することについては次の意見がみられた。

①保育所に看護職が必要だとする意見は90%と圧倒的に多く、その職種は保健婦を希望する者51%、看護婦は38%であった。医師と答えた者は11%であった。

図1 看護職の必要性について



②看護職の役割期待について

看護職が導入された場合の役割について、保健婦の場合は「けがや病気の時の看護」が42%、「全体の保健管理、保健指導」が39%、「乳児の世話」は10%、「病児保育の指導」は7%、「栄養指導」は2%の順に多かった。

看護婦の場合は「けがや病気の時の看護」が56%、「健康管理」が25%、「病児保育」は16%、「乳児の世話」は3%の順であった。

③保育所に必要と考える看護職がない理由を自由記載にみると、「人件費の問題」が最も多く約70%、「現場からの要求不足」は19%、「仕事の内容がはっきりしない」「行政側が必要を感じていない」「人材不足」「0歳児が少ない」等があげられている。

2. 保護者への調査の結果

1) 保護者の背景

保護者の年齢は30代がもっとも多く70%を占め、ついで20代は21%、40代は8%、無回答1%であった。

表4 保護者の年齢

	人数 (人)	(%)
20代	84	21.3
30代	275	69.8
40代	30	7.6
無回答	5	1.3

就業形態はフルタイムで働く者が約65%、パートは24%、自営は7%、主婦が4%であった。

表5 保護者の職業形態

	人数(人)	(%)
フルタイム	255	64.7
パート	93	23.6
自営	27	6.9
主婦	9	2.3
無回答	10	2.5

家族形態は、7割が核家族で、複合家族は3割であった。

子どもの人数は1人が33%、2人45%、3人以上は22%であった。

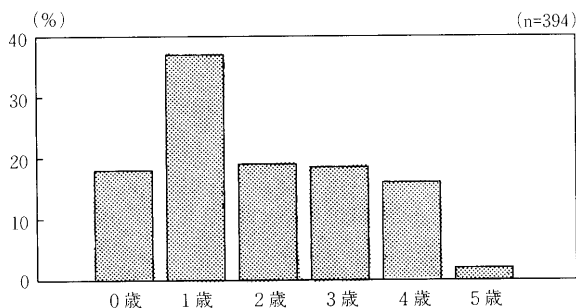
2) 保育所に通所している子どもについて

年齢は、0歳3%、1歳11%、2歳15%、3歳21%、5歳21%、6歳7%であった。

性別は男児56%、女児44%であった。

保育所に通いだした年齢は0歳は17%、1歳が37%、2歳が19%、3歳は18%であった。

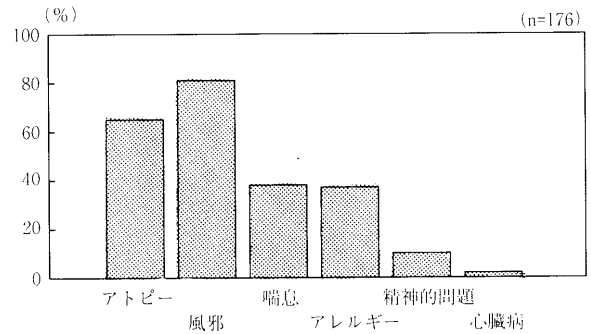
図2 初入所年齢



3) 健康上の問題の有無

持続した健康上の問題があるかどうか質問した結果、176名が「ある」と答えており、回答者の半数以上を占めている。具体的には「風邪をひきやすい」が82名、「アトピー性皮膚炎」が65名、「喘息」が35名「その他のアレルギー」が33名、「落ち着きがない」等の精神的問題が9名、「心疾患」が2名であった。

図3 健康上問題を有する子ども



4) 子どもが病気の時の対応

保育所で子どもの状態の変化により連絡を受けた経験については、80%の母親が経験しており、うち99%が発熱で呼び出されていた。

連絡を受けた時の対処の仕方は、「母親が仕事の途中だったが迎えにいった」が283名と圧倒的に多く、「祖父母に頼んだ」は55名、「夫に頼んだ」は24名であった。

病気で保育所を休む必要がある時も「母親が仕事を休む」が304名と多く、「祖父母に頼む」は170名、「夫に頼む」は38名であった。

子どもの休みが長期化した経験のある保護者は132名で、「母親が仕事を休んで世話をした」が83名、「祖父母に頼んだ」は45名、「夫と交代で休んで世話をした」は12名で、長期に休む必要がある時の対処の仕方に対してもほぼ同様であったが、「自分の仕事をかえて世話をする」が19名で、夫に協力を求める母親は17%と少なかった。

5) 仕事と育児で困っていること

仕事と育児で困っていることが「ある」とした者は33%であり、内容として「子どもの健康状態でたびたび仕事を休む事」が46%と約半数を占め、「子どもとのふれあいの時間が少ない、子どもの精神面が心配」「仕事で帰りが急に遅くなった時困る」「日曜祭日に仕事があるとき」「保育所の平日の行事に参加しにくい」等であった。

6) 保育所への要望

子どもが病気の時や健康管理について、保護者の65%が次の事を要望している。「微熱程度の時は保育所で様子を見てほしい」が61%と多く、次いで「保育所での子どもの様子を教えてほしい」が38%、「身体発達等の評価を

してほしい」も14%であった。

7) 看護職導入の必要性

保育所に看護職が必要かどうかについての質問に対しては約60%が「必要」と回答している。

どのような役割を期待するかについては、「保育所で軽い症状が出たとき保育所で様子を見る」が74%、「感染症等流行しているとき指導してくれる」が50%、「子どもの事について相談できる」が41%、「保育所で何か症状が出た時病院へつれていく」が19%であった。

8) 保母への要望

自由記載であったが「感謝している、安心して任せられる」と述べた者が多く、次いで「子どもの様子を知りたい、子どもの事について話し合いたい」とした意見もみられた。

保育上の事に関して要望している事は、「安全面に気を配ってほしい」「悪いことはしかってほしい」「就学前の教育をしてほしい」「ひとり親の子どもに対して保母さんはどのように接しているのか」等が記述されていた。健康面に関しては、「微熱程度は様子を見てもらいたい」や「発汗時衣服の調節をしてもらいたい」等があった。

V. 考察

1. 保育所における健康管理上の問題点

保育所に通っている子どもたちは、健康な子どもだけでなく「風邪をひきやすい」「アトピー性皮膚炎」「喘息」といった持続した健康上の問題を持っている。さらに秋田市の公立保育所では16名の障害児を受け入れており、乳児の保育の需要も増加してきている。

子どもたちが保育所内で何か症状を呈したとき、多くが事務室内に設置されているベットで休ませている。ほとんどが所長または主任保母が仕事のかたわら保護者が迎えに来るまで様子を観察している。その方法について、直接面接した所長（保母）たちに尋ねたところ、来るのを恐がる子もいるほど事務室は子どもたちにとって特異な環境であり、子どもの安静を保つには不適切とする意見が多かった。たしかに事務室での観察は、観察者にとっては利便性はあるが、子どもにとっては安らかに休める環境ではない。

また、そこに子どもの病状を専門的に判断できる人がいないのも問題であろう。

秋田県内の保育所の嘱託医に関する綿貫らの調査⁽⁷⁾では、年2回の健康診断以外に保育所での健康管理、感染症対策、予防接種への助言、父母対象の講演、健康相談、障害児保育への助言といった活動をしている医師は28%と少なく、小児を専門とする医師も少ない状態で、保育所側からの要望も少なく、嘱託医としての機能が低いことが指摘されている。

2. 健康管理に関する保母のもつ問題

保母は、持続した健康上の問題を持つ子どもが発熱したり、他の症状が出たときにどのように対処したらよいかと困ったり、判断に自信がないが嘱託医に尋ねるほどでもない、しかし不安はあるといった葛藤があることが推察できる。

集団の中に病児がいることについては、他の子への影響を心配したり、その子一人に手をとられ、「まるで病児保育をしているよう」等、他の子どもへの十分な保育的関わりができないことも指摘している。保護者に対しては、薬持参で登所させることに批判的な意見もあるが、一方では、「親は子どもを預けながらも心配してハラハラさせられている」と保護者の立場を気の毒に思い同情する意見もあった。

子どもにとっては休ませた方がよいと判断しても、保護者が仕事を優先せざるを得ない状況がわかるために保母が「子どもの側にだけ立って、保護者に要求するわけにもいかない」と、子どもの状態よりも保護者の心理を優先させ、朝の登所時の子どもの観察や判断ができて、強く保護者を説得できない、という保母たちのジレンマが推察される。

「発熱」という微症状は感染や炎症の初期症状であるため他の子どもへ感染させないかと心配するのも当然のことである。また、予後に不安になったりもする。

保母側は、子どもの健康や障害について保護者と話し合いたいと望んでいるが、「保母は保育の専門家であり、病気の専門は医者に」という保護者側の気持ちとのずれも生じているように思われる。

3. 有職婦人の子育てと仕事との葛藤

保護者の年齢は30代が多く、多くは1歳から3歳までに保育所に預けて働いているのがわかった。

我が国の女性の労働人口は1950年には1,417万

人であったものが、1995年には2,507万人と約1.8倍に伸び、男性の1.7倍を上回っている（1995年の国勢調査⁽⁸⁾による）。

女性の年齢別労働力率のグラフは、M字カーブを描いているが、山も谷も含め45年間に全体として上方にシフトしている。それは母親が社会参加しながら子育てをしたいという意識の向上の表れであり、その結果が保育の需要をさらに高めている理由の一つと考えられる。保護者にとって、仕事と子育てとの間での最大の問題は保育所における子どもの発病やけがである。

前述したように、「発熱」は子どもの状態変化を示す重要な症状の一つである。保母は、子どもを一刻も早く自宅へ帰宅させるために、保護者へ迎えに来るように連絡をする。迎えの連絡があれば、母親は仕事を中断して迎えに行かなければならない。重要な仕事の中断、同僚への気兼ね、自分が行けないとき祖父母や近所の人への依頼の手配など、「子どもの発熱」は仕事と育児の狭間で最も葛藤する場面である。現状として発熱しやすい虚弱な子どもや、子どもの病気が長期化すれば、休職するのはもちろん、転職さえ考えなくてはならない。

「病気の時くらいそばについて看病したい」という母親の願いはもちろん存在するが、それ以上に「育児は母親の役割である」とする父親や周囲の人々の根強い考え、社会通念が母親の二重の役割を負わせていると言っても過言ではないであろう。

本調査では子どもの健康管理に関する保育所への要望で、6割以上の多くの保護者が、「軽い病気の時あづかって欲しい」であった。一般的には日本労働組合総連合会の調査⁽⁹⁾でも同じことが働く母親の保育制度への要望の中で3割強が求めていた。このように、病児の一時保育の要求は働く母親の共通する強い要求であることを物語っている。

「発熱はしているが元気に遊ぶ子ども」「病院に入院するほどでもないが様子を見ながら保育する必要がある子ども」「健常児よりは観察や世話に手の掛かる子ども」など、病弱な子どもの一時的な、あるいは長期的な保育は、保母だけではなく、医療や健康管理について専門的な能力を有する看護職の存在を必要としていると言えないだろうか。

仕事を持つ母親たちは、子どもとのふれ合いの

少なさ、子どもの精神的な面についての心配などをもって、仕事と育児の両立に悩み、あるいは「育児の社会化」がもたらす葛藤や問題も確かに存在はするが、それでも、それを乗り越えて、女性が一個の人間として、社会に参加し、自己実現していく過程においては、「育児の社会化」は重要な課題であり、「病児保育」もその一つの対策として考えられるだろう。

4.看護職導入のニードと看護職の役割

保育所に看護職を導入することについては、90%と圧倒的に多くの保母が期待している。保護者も60%と半数以上の人々が望んでいる。

では看護職が導入される場合、どのような職種と役割があるかについて検討してみる。

調査では保健婦が半数で看護婦が4割であった。これは秋田市では、10年ほど前までは秋田市公立保育所の所長として保健婦を配属していたからであろう。この制度が廃止になった理由はわからないが現在の保健婦は、看護婦の資格を併せ持っているので、小児看護の経験のある保健婦であれば充分であると考えられる。

私たちは看護婦でもよいと考えている。その理由の一つは病児保育の要求が高まっていることである。病児保育の必要性については、庄司ら⁽¹⁰⁾の調査でも、病児保育制度について保育所長の66.3%、保育所を利用している保護者の80.6%、小児科医の87.1%、が必要性を認めている。また、藤本⁽¹¹⁾は、子どもが健康であっても病気に罹患していても、その子どもの生活をトータルケアとして保障し、その発達を援助していくことが必要であると、保育所における看護婦の役割を具体的に述べている。

アンケートに記述された保護者の要求は表6に示す様な事項でありこれは看護婦が担う役割である。

表6 保護者の保育所への要望

- ・軽微な症状、風邪ならば咳や鼻汁がある程度で元気に遊べる子の様な時は様子を見ながら保育してもらうこと。
- ・感染症流行時はどのように子どもの看護をしたら良いか指導してもらえること。
- ・子どもの発達や精神面、教育的なこと等の心配事について相談できる身近で専門的に関わってもらえること。

5. 看護職導入への問題点

看護職導入の問題としては、綿貫ら⁽¹²⁾は秋田県内の公立、私立の保育所に看護婦が在職しているのは4施設しかない、その理由として法的に入所乳児数に左右されるため看護婦の継続雇用の見通しをたてにくい、また、看護婦は保母の定員数の中に入っており職務の位置付けがはっきりしない、小児看護経験者でないため知識が十分でない、等の問題をあげている。

病児保育については、平成7年度から厚生省が推進しているエンゼルプラン⁽¹³⁾には「乳幼児健康支援デイサービス事業」として目標にはあげられているが具体的にとり組まれてはいない。一方、障害児保育については秋田市公立保育所の保母による勉強会が進められている。

保母、保護者の両者が求める看護職は、子どもの成長発達及び子どもの病気について知識が豊富で、健康管理が的確に実施でき、保健指導が十分にでき、保母からも保護者からも信頼が得られなければならない。また、子どもとの関わりを大切にしながら保母や嘱託医とのチームワークをはかっていかなければならない。

看護職が保育所で働く事ができるためには、保育や小児看護、障害児療育等の知識や技術だけでなく、保育に関する福祉行政などの幅広い知見や豊かな人間性が要求されると考えられ、看護教育においても今後の課題であろう。

Ⅵ. おわりに

高橋⁽¹⁴⁾は「自分の生き方についていただく満足感が親としての役割に自信を与え、これが結果として子どもが人に対する愛情の形成や行動発達に良い影響をもたらす」と、働く母親と子どもとの関わりで述べている。

有職婦人が自分の仕事を通して自己実現や社会の一員としての役割を果たしたり、経済的安定を可能にするために、また保護者が子どもに精神的安定した状態で関わられるように保証すること、このような役割を担うことが看護職が保育所に存在する大きな理由と言えるであろう。

保育所における看護職の必要性について保母たちも、母親たちも希望は高が、保母は子どもの健康管理面を充実したいと考えており、保護者は子どもの健康管理面プラス相談できる立場の人を望んでいる事がわかった。

しかし、現実的には看護職導入に際して、保育

所での職務上の位置づけ、雇用の問題等行政や施策で解決すべき多くの課題がある。私たちは看護職として、次代を担う子どもたちの健康を保証していくためにも今後も関心を持って取り組んでいきたい。

調査にご協力いただいた秋田市公立保育所及び保護者の皆様に感謝いたします。

この調査研究は、日本赤十字秋田短期大学平成8年度共同研究費の補助をうけてなされたものである。

引用文献

1. 柳沢公子他,豊島区保育園園児におけるアレルギー調査より,小児保健研究,第46巻2号,p146,1987.
2. 山本一也,シンポジウム 保育所における健康増進,小児保健研究,第47巻2号,p120,1988.
3. 石黒成人,シンポジウム 保育所における健康増進,小児保健研究,第47巻2号,p119-120,1988.
4. 伊敷和恵,保育所における乳幼児の健康管理の検討(第1報),小児保健研究,第46巻2号,p136,1987.
5. 郷地二三子,地域に根ざした保育園,p56-65,1995.
6. 綿貫桃代他, 保育所の健康管理の現状とその問題点,秋田医報,No1013,p14-19,1996.
7. 前掲6
8. 女性の現状と施策,総理府庁編,p77-88,1995年版.
9. 前掲8
10. 庄司順一,シンポジウム「子育て支援事業—その現状と課題—」,保育学研究, 第32巻,p221,1994.
11. 藤本保,シンポジウム「子育て支援事業—その現状と課題—」,保育学研究, 第32巻,p154,1994.
12. 前掲6
13. 児童育成計画, 厚生省児童家庭局, p6-18,1995.
14. 高橋道子,働く母親と親子関係, 小児看護, Vol17(11),p1487-1491,1994.

参考文献

1. 和泉沙雅子, 保育所保育指針の変遷にみられる「地域社会・活動」の扱いに関する一考察,保育学研究, 第31巻,p48-55,1993.
2. 加藤忠明他, 病児保育のニーズとその対応に関する研究(2),日本総合愛育研究所紀要,第30集,p53-64,1994.
3. 杉本一義他,児童福祉,北大路書房, 1994.
4. 障害児保育のための手引き, 秋田市公立保育所サポート研修会, 平成7年度版.

5. 高橋重宏他, 児童福祉を考える, 川島書店, 1992.
6. 西岡光代他, 保健用品の実態調査, 小児保健研究, 第46巻2号, p138, 1987.
7. 日浦直美, 保育者が当面する問題点と課題, 保育学研究, 第31巻, p41-47, 1993.
8. 幼稚園における健康管理についての提言, 小児保健研究, 第47巻第1号, p87-89, 1988.
9. 横田素美, 幼児期の子どもをもつ母親の育児の実態に関する研究, 日本赤十字看護大学紀要, No.9, p45-52, 1995.
10. 吉田忠他, 保育園児の母親に対して行った育児に関するアンケート調査, 小児保健研究, 第46巻2号, p131-132, 1987.

資料1：保母のアンケート用紙

保母さんへ

1. あなたの年齢は
1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代
2. あなたは、保母になって何年ですか。 (年)
3. あなたは、何人のお子さんを担当していますか。
0才児・・・ 人 3才児・・・ 人
1才児・・・ 人 4才児・・・ 人
2才児・・・ 人 5才児・・・ 人
3. 担当しているお子さんの人数について、どう思っていますか。
1. 多い 2. ちょうど良い 3. 少ない 4. わからない
4. 担当しているお子さんの中で、何か健康上の問題を持っているお子さんがおりましたら教えてください。
1. アトピー性皮膚炎 才児 人
2. 気管支喘息 才児 人
3. 小児糖尿病 才児 人
4. アレルギー体質 才児 人
5. 心臓病 才児 人
6. 精神的な問題（落ち着きがない、自閉症等） 才児 人
7. 風邪をひきやすい 才児 人
8. その他 () 才児 人
5. 担当しているお子さんが自宅から、かぜ薬を持参した時、どの様にしていますか。（1つだけ○をつけてください。）
1. できるだけ、薬を保育所で飲まなくても良いという保護者へ指導している。
2. 保護者が指示したとおりに飲ませている。
3. 薬の内容について確認してから飲ませている。
4. その他 ()
6. 保育所でのお子さんが発熱や腹痛等の症状をしたとき、どの様にしていますか、又は、どの様にしますか。
1. すぐ保護者へ連絡し迎えに来てもらう。
2. 保護者が迎えに来るまでの間、保健室等で休ませて様子を見る。
3. 保母の判断で解熱剤或いは鎮痛剤を飲ませる。
4. その他 ()

資料2：保護者のアンケート用紙

保護者の皆様へ

1. お母さんについてお聞きたいします。
お母さんの年齢 (才) 職業 ()
2. 核家族ですか。
1. はい 2. いいえ
3. 保育所に通うのは何年目ですか。
(才) (男 ・ 女)
4. 保育所に通うのは何年目ですか。
(年目)
5. お子さんは何人ですか (本人を入れて)
1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人以上
6. お子さんは、何か持続した健康上の問題(病気等)がありますか。ありましたら○をつけてください。
1. アトピー性皮膚炎 2. 気管支喘息 3. 小児糖尿病
4. アレルギー体質 (食べ物、ハウスダスト、花粉等)
5. 心臓病 6. 精神的な問題 (落ちつきがない、自閉気味等)
7. 風邪をひきやすい 8. その他 ()
- 7-1. 保育所からお子さんの体具合の事で、迎えにくるように連絡を受けた事がありますか。
1. ある 2. ない
- 7-2. 7-1で「1. ある」とした方は、呼び出された理由は何でしたか。
()
- 7-3. 呼び出された時、どうしましたか。
1. 途中だったが、自分で迎えにいった。
2. 夫に頼んで迎えにってもらった。
3. 祖父母にお願いした。
4. 家族以外の人に頼んだ。
5. その他 ()
- 8-1. お子さんが保育所を休まなければならなかった時 (病気等) あなたはどのようにしましたか、或いは、どうしますか。
1. 仕事を休んで、自分で世話をした。
2. 夫が仕事を休んで世話をしてくれた。
3. 祖父母に頼んだ。
4. 家族以外の人に頼んだ。
5. その他 ()
- 8-2. 子供さんの状態が思わしくなく長期に世話が必要になった時がありますか。
1. ある 2. ない

8-3. 7-2で「1. ある」と答えた方にお聞きいたします。その時どの様にしましたか。

1. 自分が仕事を長期に休んだ
2. 自分が仕事を変えた。
3. 自分がパートに変わった。
4. 夫が仕事を長期に休んだ。
5. 自分と夫が交互に休みを取り子供の世話をした。
6. 祖父母に頼んで世話をしてもらった。
7. 祖父母と同居して世話をしてもらった。
8. その他 ()

8-4. 8-2で「2. ない」と答えた方にお聞きいたします。

お子さんが、もし長期に世話が必要になったときどの様にしようとお考えですか。

1. 自分が長期に仕事を休む。
2. 自分が仕事を変えて子供の世話をする。
3. 夫に仕事を休んでついてもらう。
4. 自分と夫が交互に休みを取り世話をする。
5. 祖父母に頼んで世話をしてもらう。
6. 祖父母と同居するつもりである。
7. その他 ()

9-1. 仕事とお子さんの保育について何か困っている事がありますか。

1. ある
2. ない

9-2. 9-1で「1. ある」とした方は、どんな事ですか。

()

10. お子さんの健康について、保育所に望むことがありますか。

1. 少しの熱等の時は保育所で様子を見てほしい。
2. 保育所での様子（咳・鼻汁・元気がない等）を早めに連絡帳等で教えてほしい。
3. 伸長・体重測定しているが、評価してほしい。
4. その他 ()

11-1. 保育所に保健婦又は看護婦が必要だと思いますか。

1. 必要
2. 今のままで良い
3. わからない

11-2. 11-1で「1. 必要」と答えた方にお聞きいたします。

もし、保育所に保健婦が看護婦がいたら、どんな事をしてもらえと思っていますか。

1. 保育所にいる間に、軽い症状がでた時も保育所で様子を見る。
2. 保育所にいる間に、何か症状がでた時、病院へ連れていく。
3. 保育所で流行性の病気（水痘、手足口病等）がある時どのようにしたらよいか教えてくれる。
4. 子供の事について相談できる。
5. その他 ()

12. 保母さんに対して、何か要望等ありましたら書いてください。

ご協力、大変ありがとうございました。